

議員提出議案等 ー 令和2年9月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第9号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）	可決	9月30日
発議第10号	農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書（案）	可決	9月30日

※ 次ページから各発議の内容を掲載しています。

令和2年（2020年）9月30日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 小 田 伸 次

〃 齊 木 亨

〃 山 村 恵美子

〃 横 光 春 市

〃 伊 藤 芳 則

〃 藤 岡 一 弘

〃 中 原 秀 樹

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
内閣官房長官	加	藤	勝	信	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	武	田	良	太	様
経済産業大臣	梶	山	弘	志	様
経済再生担当大臣	西	村	康	稔	様
まち・ひと・しごと創生担当大臣					
	坂	本	哲	志	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様

発議第9号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など、一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地域財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予測される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきである。よって今回限りの措置とし、期限到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月30日

三 次 市 議 会

令和2年（2020年）9月30日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 杉 原 利 明

〃 重 信 好 範

〃 掛 田 勝 彦

〃 月 橋 寿 文

〃 山 田 真 一 郎

農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書
(案)

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書(案)を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	菅	義	偉	様	
農林水産大臣	野	上	浩	太郎	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	山	東	昭	子	様

発議第10号

農業生産を脅かす外来雑草の侵入を防ぐ法整備等を求める意見書
(案)

国連は、令和2年(2020年)を「国際植物防疫年」と定め、植物防疫が飢餓や貧困の解消、環境の保護、そして経済発展の促進にどのように結びついているか、世界的な認識を高めることを目指している。

我が国の植物防疫については、輸出入検疫、国内検疫、国内防除体系が確立しているが、外来植物は極めて強い生命力を持ち、一旦定着してしまうと在来野草の生育場所を奪い、広範囲に環境を一変させてしまうため、現在の植物免疫体系では侵入を阻止できない。

雑草の種子は海外で収穫した飼料に多数混入し定着するが、その侵入を防ぐ法規制がないことや、現場において総合的に外来雑草対策を進める公的な部署がないのが大きな課題となっている。

植物保護に関わる法律としては、「外来生物法」と「植物防疫法」とがあるが「外来生物法」では「特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与する」としており、「植物防疫法」においては「輸出入植物及び国内植物を検疫し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする」としている。

しかし、「外来生物法」において外来雑草は「環境被害植物」と定義づけられているが、「農業生産被害」については定義されていない。また、「植物防疫法」で定義されている「有害植物」に外来雑草は含まれていない。特に課題である輸入飼料に大量に混在する雑草の種の侵入を防ぐ手立てが二つの法にはない。

よって、農業生産を脅かす外来雑草の侵入から農業・農村の安全を守り、持続的発展を維持するために、次のとおり要望する。

- 1 日本への輸入飼料に混じっている外来雑草対策の法的整備を早急に行うこと。
- 2 農林水産省や都道府県において「外来雑草」の担当部署を明確化し、公的な監視・管理体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月30日

三 次 市 議 会